

# 県民税利子割に係る更正の請求について

## 1 提出書類

- ・ 更正請求書（神奈川県県税条例施行規則第45号様式の2）
- ・ 課税標準額又は税額が過大である事実を証する書類

なお、ご提出いただいた書類の内容によっては追加の書類をご提出いただくこともありますので、予めご了承ください。

### ＜事実を証する書類の例＞

#### 定期預金の期日前解約に伴い、支払済利息を再計算した場合

- ① 解約の事実が確認できる利息計算書等（口座番号、預入日、元金、中間利払日、当初利率、解約日及び解約利率が口座ごとに記載されている書類）
- ② 利子支払明細書等（利払日ごとの支払利息額及び特別徴収した税額が確認できる書類で、①の書類に記載された口座名義人に係る書類であることが、記載された口座番号等により特定できるもの）

#### 非課税の利子等から特別徴収していた場合

- ① 非課税の利子等に該当することが確認できる書類
  - ア 障害者等が支払いを受ける少額預金の利子等の場合  
非課税貯蓄申込書の写し又は非課税貯蓄申告書の写し
  - イ 障害者等が支払いを受ける少額公債の利子等の場合  
特別非課税貯蓄申込書の写し又は特別非課税貯蓄申告書の写し
  - ウ 公共法人等が支払いを受ける利子等の場合
    - ・ 登記簿謄本又は登記事項証明書の写し
    - ・ 非課税申告書の写し（公社債等の利子等の場合）
    - ・ 源泉徴収不適用申告書の写し（国外公社債等の利子等の場合）
  - エ 非居住者に係る利子等の場合  
非居住者に該当することを証する書類（例：住民票の除票（出国の記載があるもので、**個人番号（マイナンバー）の記載がないもの**）、居住開始年月日の記載のある在留証明書等 ※パスポートの写しは不可）
- ※ 原則として基準日（利子等の支払を受けるべき日）を含めて1年以上国内に居住していない場合に非居住者に該当します。
- ② 利子支払明細書等（利払日ごとの支払利息額及び特別徴収した税額が確認できる書類）
- ③ 印鑑届又は口座開設届の写し等（②の書類に記載された口座の名義人が、①の書類に記載された非課税の対象者と同一人であると特定できる書類で、住所又は所在地についても①の書類と照合可能なもの）

上記の例以外の場合は、事前にお問い合わせください。

## 2 注意事項

- (1) 更正の請求のもととなる申告年月が複数年月にわたる場合でも、1枚の更正請求書の用紙に記入してください。4年月以上にわたって更正の請求をするため、更正請求書の用紙を2枚以上使用する場合は、それぞれの用紙に法人名等の記入をしてください。
- (2) 郵送により提出する場合で、更正請求書の控えの返送を希望される方は、更正請求書の控え及び切手を貼った返信用封筒を同封してください。

### 3 各欄の記入方法

| 欄                            | 記入方法                                                                                                                                                       |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 郵便番号、所在地、法人名、代表者氏名、法人番号、電話番号 | 特別徴収義務者の事務所等の郵便番号、所在地、法人の名称、代表者氏名、法人番号及び <u>担当部署の電話番号</u> を記入してください。<br>※ 法人の合併があった場合で、合併前の申告納入分について更正の請求をするときは、合併前の名称を「旧〇〇銀行××支店分」のように、かっこ書きで併せて記入してください。 |
| 担当者名                         | 更正請求書の記入内容についてご説明いただける担当者の <u>所属部署</u> 及び <u>氏名</u> を記入してください。                                                                                             |
| 利子等の種類                       | 更正の請求のもととなった納入申告書に記載された利子等の種類を記入してください。                                                                                                                    |
| 請求に係る更正前の額                   | 納入申告書（領収証書）に記載された利子等の支払金額（更正があった場合は更正後の額）を「課税標準額」の欄に、納入申告書（領収証書）に記載された税額（更正があった場合は更正後の額）を「税額」の欄にそれぞれ記入してください。                                              |
| 請求に係る更正後の額                   | 「請求に係る更正前の額」から、今回の更正の請求によって減少する額を差し引いた課税標準額及び税額をそれぞれ記入してください。                                                                                              |
| 更正の請求のもととなった申告書に係る特別徴収義務者番号  | 更正の請求のもととなった納入申告書（領収証書）に記載された特別徴収義務者番号を記入してください。                                                                                                           |
| 請求の理由                        | 更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項を、できるだけ具体的に記入してください。任意の用紙に記入し、添付していただいても構いませんが、その場合は、この欄に「別添のとおり」と記入してください。                                           |
| 口座振込みによる還付金の受領               | <u>更正の請求をする特別徴収義務者名義</u> の口座を記入してください。                                                                                                                     |
| 備考                           | <b>【重要】</b><br>・ <u>還付請求額を備考欄に必ず記入してください。</u><br>・ その他、特記すべき事項があれば記入してください。                                                                                |

< 問い合わせ及び書類の提出先 >

**緑県税事務所 事業税課事業税第一班**

〒225-8513 横浜市青葉区市ケ尾町 27-5

電話 045-973-1911（代）